

障 障 発 0329 第 5 号  
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正に  
ついて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（障障発 0326 第 1 号）を別紙のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

ついては、各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、適正な事務処理を実施いただく等、特段の御配慮をお願いする。